令和３年１２月２４日（金）午後２時

|  |
| --- |
| 連　絡　先大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課地域労政グループ　吉川・裏野・長宗▽直　通　06-6946-2606 |

**令和３年**

**年末一時金要求・妥結状況　最終報**

|  |
| --- |
| **【集計組合数：512組合(加重平均)】****【調査時点：１２月１０日現在】****□　妥 結 額　　６８３，７６３円（前年：６７５，３８０円）****□　支給月数　　２．２５か月（前年：２．２４か月）****【調査結果の特徴点】****■妥結額は前年を上回ったが、令和1年の妥結額（732,317円）を大きく下回っている。****■企業規模別の妥結額は、「299人以下」「300～999人」では前年を下回ったが、****「1,000人以上」では前年を上回った。****■産業別の妥結額は、製造業が非製造業を大きく上回っている。** |

■大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の年末一時金の妥結　　状況等をまとめました。

■本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)は、１月１２日に当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。



◆大阪府労働環境課　ホームページ

　<http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/list3505.html>

右記のQRコードからもご覧いただくことができます。

本調査の調査対象・集計方法

　本調査は、府内に所在する約1,700組合を調査対象として実施し、１２月１０日までに妥結額が把握できた　　654組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな512組合（194,596人）について集計（加重平均・組合員　一人あたり平均）　しました。

**【集計方法について】**

　加重平均は以下の方法で算出しています。

　加重平均＝（各組合の妥結額×各組合の組合員数）の合計÷各組合の組合員数の合計

要求・交渉経過

各産別の統一要求方針における要求月数は、概ね「2.5か月～3.0か月」の間に集中（夏・冬の一時金を　　　年一回の労使交渉で決定する年間臨給方式をとる産別を除く）しました。

今春闘期に一時金交渉を合わせて行った組合では、概ね２月中・下旬に要求を提出、３月末までの決着をめざして交渉が行われました。

一方、その他の組合では、概ね１０月下旬から１１月上旬までに要求を提出、１１月中の決着をめざして交渉が行われました。

調査結果の概要

**(1)妥結額・支給月数の推移　【P３・表１参照】**

　全体平均では、妥結額683,763円(前年：675,380円)、支給月数2.25か月（前年：2.24か月）となり、妥結額と支給月数ともに前年に比べ微増しました。

**(2)企業規模（従業員数）別の妥結状況　【P４・表２、表３参照】**

企業規模別の妥結額をみると、

「２９９人以下」が、540,620円（対前年比：4,034円減、0.7％減）、

「３００～９９９人」が、612,653円（対前年比：14,057円減、2.2％減）、

「1,000人以上」が、707,354円（対前年比：8,860円増、1.3％増）　となりました。

**(3)産業別の妥結状況　【P５・表４参照】**

産業別（大分類）の妥結額は、製造業が755,215円、非製造業が613,711円と、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均（683,763円）と比べて、妥結額が高かった業種（集計組合数が１０件以上を対象）は、　　　「電気機械器具（839,423円）」、「機械器具（821,406円）」、「輸送用機械器具（809,203円）」等となりました。

一方、低かった業種は、「卸売・小売業（527,294円）」、「運輸業・郵便業（542,597円）」、「金属製品（578,838円）」等となりました。

■**全体集計　妥結額・支給月数の年次推移（表１）**

　※加重平均の集計は平成５年より開始。

　※要求額は、最終報時点で集計を開始した平成１７年度より記載している。

■**企業規模（従業員数）別の妥結状況（表２）**

■**企業規模（従業員数）別　妥結額・支給月数の推移（表３）**

■**産業別の妥結状況（表４）**

　※集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないとみられることから、結果の利用にあたってはご留意ください。

■**産業別　妥結額・支給月数の年次推移（表５）**

　※各年の妥結額は、その年の最終報時点で妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

**【参考】単純平均　結果一覧（発表時期別　要求・回答・妥結状況）**

　※本表では、最終報時点において、平均賃金額や組合員数が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべて

　　 もしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。